

5 千葉県いじめ防止対策推進条例では…

平成25年9月に施行されたいじめ防止対策推進法を受けて、平成26年4月に千葉県いじめ防止対策推進条例が施行されました。

○「いじめ」という行為が定義されています。(条文の要約)

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○千葉県いじめ防止基本方針を策定しました。(平成26年8月)

○県が実施すべき施策が明記されました。

- ・相談及び情報収集体制の充実
- ・いじめの予防や早期発見のための取組の推進
- ・教職員の資質の向上やスクールカウンセラー等を含めた人材の確保
- ・いじめの防止等のための啓発活動（4月がいじめ防止啓発強化月間）
- ・インターネットを通じて行われるいじめへの対策

○保護する児童生徒に対する保護者の役割が明記されました。

- ・いじめを受けた場合に適切に保護する
- ・いじめが絶対に許されない行為であることを理解させる

○千葉県いじめ防止基本方針を改定しました。(平成29年11月)

※詳しくは、千葉県ホームページに本文がアップロードされていますので、御覧ください。〔千葉県いじめ防止対策推進条例〕〔千葉県いじめ防止基本方針〕で検索、又は右のQRコードを御利用ください。



千葉県いじめ防止対策推進条例



千葉県いじめ防止基本方針

6 いじめの相談と通報は？

まず、学校に相談してください。
なんらかの理由で学校に相談ができない（しにくい）場合やより専門的な立場からアドバイスを受けたいなどの場合は、各種相談機関があります。

○子どもと親のサポートセンター 0120-415-446

※学校や家庭生活、友達のこと、心や体についての悩みに関する相談
毎日24時間受付
E-mail saposoudan@chiba-c.ed.jp
※メール相談の際は、なるべく学校名や氏名を伝えてください

○総合教育センター特別支援教育部 043-207-6025

E-mail sosesoudan@chiba-c.ed.jp

○24時間子供SOSダイヤル（全国共通ダイヤル） 0120-0-78310

○ヤング・テレホン（千葉県警察少年センター） 0120-783-497

※20歳未満の少年に関すること

○子どもの人権110番（千葉地方務局人権擁護課） 0120-007-110

※子供の人権に関する相談
8時30分～17時15分

○千葉いのちの電話 043-227-3900

○ライトハウス ちば（千葉県子ども・若者総合相談センター） 043-420-8066

※子ども・若者の抱えるあらゆる問題や悩み事に関する相談（相談先の紹介）
火～日10時00分～17時00分（月曜が祝日の場合は相談受付あり、その場合翌火曜休み）
E-mail lighthouse@abeam.ocn.ne.jp（相談受付専用）



○いじめへの学校の対応について相談したいときは学校を所管している教育委員会へ連絡してください。

- ・市町村立学校は市町村教育委員会に連絡し「いじめへの学校の対応について」とお伝えいただければ、担当部署と相談ができます。
- ・県立学校は県教育委員会児童生徒課生徒指導・いじめ対策室（043-223-4054）となります。

保護者版

いじめを許さない

安全・安心な学校を作るために 千葉県教育委員会



1 子供の心の声、聞こえますか？ ～耳をすまし、目をこらすポイントがあります～

いじめを受けている子供たちは、自尊心からいじめを受けているという事実自体を認めたくない場合や無意識のうち事実を否定している場合があるほか、周囲に心配を掛けたくない、相談することでよりいじめが深刻化するのではないかなど様々な思いや考えから先生や保護者、友人など誰にも相談しないことがあります。

また、いじめの加害についても、先生が気づきにくい状況で行われる傾向があり、発見が難しい場合があります。いじめの早期発見に向けて学校では、アンケート調査や個別の面談など注意深く子供たちを見守っていますが、御家庭からの情報がとても大切です。

次のチェックリストを参考にして、気にかかる点がありましたら、すぐに学校に相談をしてください。

いじめのサイン発見チェックリスト

朝（登校前）

- 起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- 遅刻や早退がふえた。
- 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。

夕（下校後）

- ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- 勉強をしなくなる。集中力がない。
- 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- 親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。
- 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。

夜（就寝前）

- ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- 学校や友達の話題がへった。
- 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
- パソコンやスマホをいつも気にしている。
- 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。

夜間（就寝後）

- 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。
- 服がよごれていたり、やぶれていたりする。

「いじめ」をしていませんか。

*いじめる側になっていると、次のようなサインが出ていることがあります。

- 言葉づかいが荒くなる。言うことをきかない。人のことをばかにする。
- 買ったおぼえのない物を持っている。
- 与えたお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えない物を持っている。

「あれ？」もしかしてと思ったら・・・

○子供にとって良き相談相手になってあげましょう。気持ちを受け入れてあげることが大切です。

○様子がおかしなくても、問いつめたり、結論を急いだりしないようにしましょう。

○何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを真剣に伝えましょう。

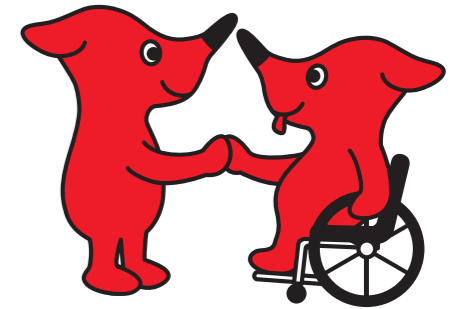
○いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないと伝えましょう。

○子供に次のようなことは言わないようにしましょう。

「無視しなさい」「大したことはない」「あなたにも悪いところがある」

「いじめられるほうが悪い」「弱いからいじめられる」

(森田洋司氏(大阪市立大学名誉教授/いじめ防止基本方針策定協議会座長) 監修政府広報 文部科学省 より作成)



千葉県マスコットキャラクター チーバくん

※ご家族だけで悩まずに、心配なことは学校へ相談してください。